

札幌学院大学社会情報学部紀要『社会情報』の刊行要領

1991（平成3）年10月24日
社会情報学部教授会制定

1. 札幌学院大学総合研究所は紀要『社会情報』（“Social Information” Journal of the Research Institute of Sapporo Gakuin University; ISSN 0917-673X）を年2回発行する。
2. 紀要に投稿できるのは社会情報学部在籍する教員および編集委員会が適当と認めた場合とする。ただし、共著者および依頼原稿の場合はこの限りではない。
3. 投稿論文などの専門分野は社会学・情報学に関する分野を中心とするが、社会情報学部在籍する教員が専攻する他の分野も含まれる。
4. 紀要は邦文または欧文で書かれた原著論文（Original Article）、試論（Research Note）、短報（Short Article）、総説（Review）、研究会報告（Symposium Report）、その他を掲載する。その内容は未公開のものとする。
5. 紀要に掲載された論文などの著作権（copyright）は原則として札幌学院大学に帰属する。紀要の発行者には札幌学院大学総合研究所があたり、編集は編集委員会が行う。
6. 投稿原稿は横書きとし、原稿の長さは図表を含め20字（欧文40ストローク）×20行詰で60枚（刷り上がり15頁）を限度とする。これを超える長い原稿の掲載の可否についてはそのつど編集委員会で決める。
7. 編集委員会は受け付けた原稿を審査し、掲載の適当・不適当を決める。原著論文については本学内外の適当な専門家（2名）に査読を依頼し、原稿掲載の適否について意見を求める。また、編集委員会は投稿原稿について著者に修正を求めることがある。編集委員会が掲載適当と認めたとき、原稿受理の年月日を記録し、著者に通知する。掲載不適当と認めた原稿については、編集委員会はその理由を明らかにした文書を著者に送り、了解を得たうえで原稿を返却する。
8. 印刷校正の初校は著者が行う。校正で原稿と著しく異なる書き替えをしてはならない。再校以後は原則として編集委員会が校正する。

附 則

この要領は、1991（平成3）年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、1995（平成7）年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、2008（平成20）年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、2012（平成24）年11月15日から施行する。